

「かがやき健康企業宣言」/「かがやき健康企業宣言 優良企業」ロゴマーク使用規約

令和3年6月1日
全国健康保険協会石川支部

1. 目的

「かがやき健康企業宣言」/「かがやき健康企業宣言 優良企業」ロゴマーク使用規約（以下「本使用規約」という。）は、「かがやき健康企業」に宣言した事業所（以下「宣言事業所」という。）および宣言後の取り組みにおいて優良企業と認定された事業所（以下「認定事業所」という。）が全国健康保険協会（以下「当協会」という。）が作成した「かがやき健康企業宣言」/「かがやき健康企業宣言 優良企業」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用するに際し、遵守すべき事項を定めるものです。

2. ロゴマークの使用

- (1) 宣言事業所は、「かがやき健康企業宣言」の宣言日以降、「かがやき健康企業」ロゴマークを無償で使用することができます。
- (2) 認定事業所は、「かがやき優良企業」に認定された日以降、「かがやき健康企業宣言 優良企業」ロゴマークを無償で使用することができます。
- (3) 宣言事業所および認定事業所はロゴマークを使用する権利を第三者に譲渡、担保提供もしくは転貸し、又は代理使用を許諾することができません。
- (4) 宣言事業所および認定事業所は何らかの事情で宣言取り消しとなった場合、その事実が発生した日以降、ロゴマークを使用することができません。

3. 使用方法

ロゴマークの使用にあたっては別に定めるデザインマニュアルを遵守し、適正に使用してください。

4. 使用を認めない場合

- (1) 当協会の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるおそれがある場合。
- (2) 特定の政治、思想、宗教の活動に使用される場合、又はその活動を支援しているような誤解を与えるおそれがある場合。
- (3) 事業所等が自己のシンボルマーク又は商標、意匠として使用するおそれがある場合。
- (4) ロゴマークを正しい使用方法に従って使用しない、又は使用しないおそれがある場合。
- (5) 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合。
- (6) その他、当協会が不相当と認めた場合。

5. 使用の禁止

- (1) 現にロゴマークの使用が開始された後において、使用方法に違反した場合、又は上記4に該当することが明らかな場合、当協会はロゴマークの使用を禁止するものとします。その場合、直ちに使用を中止し、使用物の回収・撤去等を行ってください。
- (2) 当協会は、ロゴマークを使用する宣言事業所および認定事業所が前項の規定より使用を禁止されたことによって損害を受けることがあっても、その補償の責を負いません。

6. 使用者の責務

ロゴマークが表示されたものに関する事故、苦情が発生した場合、一切の責任は使用者に帰するものとし、使用者は誠意をもって必要な措置を講じなければなりません。

7. 使用状況等の調査

当協会はロゴマークの適正な活用を図るために必要と認める場合、宣言事業所又は認定事業所に対し、その使用状況について報告を求めることができます。

8. 権利

ロゴマークに関する一切の権利は当協会に帰属します。

9. 規約の改定

本使用規約は、当協会より、事前の通知なく、必要に応じて改訂される場合があります。